

岩室村財政事情のお知らせ

告示第2号

地方自治法第243条の3第1項に基く「財政事情」の作成および公表に関する条例により本村の財政事情を次のとおり公表致します。

昭和41年9月1日

岩室村長 佐藤賢之輔

1. 昭和41年度一般会計

歳入歳出予算と収支の状況 (7月30日現在)

款名	現計予算額	収入済額	収入率	款名	現計予算額	支出済額	支出率
村税	4,188	15,284	34.6	議会費	5,295	1,829	34.5%
臨時地方特例交付金	1,222	611	50.0	総務費	28,543	9,824	34.4
地方交付税	55,000	26,634	47.3	民生費	26,031	5,857	22.5
分担金及び負担金	2,689	877	32.6	衛生費	9,144	4,266	46.6
使用料及び手数料	1,916	613	32.0	農林水産業費	14,006	3,249	23.2
国庫支出金	19,589	296	1.5	商工費	8,769	5,476	62.4
県支出金	5,158	471	9.1	土木費	12,429	2,627	21.1
財産収入	1,701	171	10.1	消防費	4,044	1,529	37.8
寄附金	1,289	521	40.4	教育費	58,874	27,080	46.0
繰越金	4,000	3,850	96.3	災害復旧費	2	0	0
諸収入	9,549	150	1.6	公債費	8,600	2,498	29.0
村債	29,900	0	0	予備費	464	0	0
歳入合計	176,201	48,878	27.7	歳出合計	176,201	64,235	36.5

昭和41年度特別会計

予算と収支状況 (7月30日現在)

会計別	予算額	収入済額	支出済額	収支差引額
国民健康保険	46,741	12,741	7,835	4,906
広域簡易水道	13,668	6,529	2,345	4,184
間瀬簡易水道	1,201	606	194	412
温泉集中加熱	6,167	1,728	1,266	462
農業共済	8,659	1,567	704	863
農作物共済勘定	3,119	117	0	117
家畜共済勘定	1,668	179	56	123
業務共済勘定	3,272	1,271	648	623
計	75,836	23,171	12,344	10,827

昭和41年度一般会計・特別会計歳入歳出予算と収支状況について

一般会計歳入歳出予算現計額は、7月30日現在において176,201千円となっておりますが、これは3月15日当初予算として議決された153,946千円並びに5月6日専決された知事選挙執行のための予算346千円並びに6月30日議決された補正予算21,909千円の合計額となっております。

そこで予算とその収支状況を別表にて見るに、収入率27.7%に対し支出率36.5%と支出超過となっております。これは当初より確定されていたもので、昭和41年度統合岩室中学校建築工事費の19,750千円の支出があったからであります。

この支出超過に対する金繰りについては、大蔵省より20,000千円の一時借入をなし措置したわけであり、別表「一時借入金状況」のとおりであります。

それから歳入予算の繰越金4,000千円は、40年度決算見込額3,850千円となりますので、今後の議会に補正の必要を生じたわけであり、そのほか収支とも大体計画通り執行されております。

特別会計においては、何れも当初予算のまま現在に至っており、収支においても別表のとおり計画にかなった状況となっております。

七・一七水害義援金 堀越与志男氏(自)

一万円を寄附

累計二一、七六五円に



とこの新築田市を中心とした十二市町村は、今尚復興に努力している姿は雄々しいものがあります。村日赤分区分で義援金を募集しました期間、切の八月十八日まで左記の方々のご厚志がありました。誠に有難く厚くお礼申し上げます。県日赤支部を通じて送金いたしました。左記にそのご芳名を登録いたします。(敬称略) 記

- 一〇、〇〇〇円 白鳥 堀越与志男
- 二、〇〇〇円 和納第三区婦人会
- 二、〇〇〇円 和納 渡辺 修
- 二、〇〇〇円 夏井 阿部 ヤノ
- 一、五〇〇円 和納第七区婦人会
- 三、七六五円 岩室中学校職員、生徒
- 五〇〇円 前山 松栄

国民年金法の 一部改正

夫婦で月額一万円

国民年金法改正案も先の通常国会を無事通過し、いよいよ国民年金が実現するはこびになり加入者一人一人が充分に年金制度の恵みを受けられるような方向になってきました。国民年金法の改正を見ますと母子年金の場合、子供二人では年額六万円に、障害年金で二級程度の者は年額六万円に、一級程度の者は年額七万円二千円になりました。老年年金についても保険料を二十五年納めた者には年額六万円、つまり夫婦合わせて十二

万円、一月にすれば一万円という額が支給されることになりました。夫婦で月一万円年金は二十年、三十年先の給付ではなく、私達の身近かたで、もう現実に年金をもらっている人があります。これで国民年金は少ないといわれた世評に対して、充分に配慮されることが出来たと思います。尚夫婦で一万円年金一人月五万円という金額は二十五年後において一万円を支給するという意味ではなく、現在の時点において月五万円なり、一万円のもの

給するという意味であり、また、二十歳から三十四歳まで現行一月二〇〇円、改正一月二五〇円、但し改正の保険料は四十二年一月分から適用される。

今年こそは 十万俵出荷を 達成しよう

農業技術の進歩と、農家のたゆまざる努力によって、米の収量は年々増収し、今年こそは十万俵出荷達成の夢を実現する年になった。年々増収してきたことは過去十年の実績が示しているように、昭和二十九年の出荷総数八五、七七一俵、昭和三十四年九七、二一四俵で一、五〇三俵も多く出荷している。昭和三十五年は、本町、下和納、安尻が分村したので八九、九六八俵に減少したが、それ以後毎年着実に増収している。次に保険料の額については、老令年金や障害年金など、大市な年金額の引上げ、加えて支給要件の緩和と改善が行なわれるに際して、保険料についても次のように改められます。二十歳から三十四歳まで現行一月二〇〇円、改正一月二五〇円、但し改正の保険料は四十二年一月分から適用される。

米穀等級別政府売渡実績表

種類 年産	支 米 (60kg個)							計
	1等	2等	3等	4等	5等	等外上	規格外	
29年		636	55,226	29,599	249	1		85,711
30)		841	51,075	38,169	854			90,939
31		2,221	55,242	21,297	775		1,073	81,608
32	284	31,521	56,455	5,530	33		3,604	97,427
33		17,177	50,455	20,547	755		1,886	90,820
34	67	30,742	50,185	9,338	478	65	6,339	97,214
35	47	10,573	55,031	24,038	236	5	34	89,964
36	53	10,149	39,207	30,615	6,821	1,271	2,826	90,942
37		7,996	62,960	25,208	703		39	96,906
38		7,229	49,747	35,664	1,362		644	94,662
39		10,513	52,076	30,281	3,493		1,072	97,570
40	45	28,462	54,209	15,097	949		358	99,158

八俵を出荷するという大成績をあげた。十万俵には、あと八四二俵。今年八月に入ってから連日三十度以上の天気が続いているが、最後の稲の管理に万全を期して、今年こそは、十万俵出荷の大記録を樹立したいものである。